



◆平成24年(2012年)5月1日発行
◆座間市市民部広報広聴人権課編集
〒252-8566
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
URL: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>
☎: <http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/>

市の人口 ●129,370人 (+56人)
市の世帯数 ●54,719世帯 (+601世帯)
平成24年4月1日現在 ()は前年同月との増減

- みんなの健康(3面)
- 平成22年度財務4表を公開(4面)
- 児童手当制度が開始(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- ざまみずPR大使に「囲碁将棋」を任命(8面)



「興龍」に願いを込めて大空へ

座間市大凧まつり

勇壮に舞った昨年度の大凧「盛栄」

○とき **5月4日(金)・5月5日(土) 午前10時～午後4時**
※掲揚は風の状況などを見極め、適宜挑戦します。

○ところ **相模川グラウンド(座架依橋上流)**

イベント案内

わんぱく相撲座間場所

- とき 5月4日(金) 午前8時30分～午後3時
- ところ 会場内特設土俵
- 内容 事前申し込みのあった小学生による相撲の取組
- 主催 座間青年会議所
- ※雨天の場合は座間小学校体育館で開催します。



各種凧の展示・掲揚

- ◆ざまりん凧
市のマスコットキャラクターざまりんの間凧(1.8メートル四方)を掲揚します。
- ◆ざまりんとマドロスどーもくん凧
ざまりんとNHK横浜イメージキャラクターであるマドロスどーもくんの二間凧(3.6メートル四方)を掲揚します。
- ◆須賀川市の子ども達による寄せ書き凧
須賀川の子どもたちが書いた寄せ書きの凧を作成し、展示します。



大凧まつり実行委員会では、今年も本市の伝統行事「大凧まつり」を相模川グラウンドで開催します。百畳敷き(十三メートル四方)で重さ約一トンの大凧を、座間市大凧保存会を中心に約百人が力を合わせて綱を引きます。大凧が勇壮に舞う姿をぜひご覧ください。

※裏面に会場案内図があります。また、シャトルバスの発着駅が変更になりましたので、ご注意ください。

担当 大凧まつり実行委員会事務局 (市商工観光課内)
☎046(2552)7604
☎046(255)3550

【大凧まつりに関するお問い合わせ】

前日まで 商工観光課 ☎046(252)7604
当日 市観光協会 ☎046(205)6515

その他イベント

- ◆フリーマーケット(4日のみ)
- ◆ざまりん握手会・撮影会
- ◆市内のお囃子・太鼓団体、民謡団体による郷土芸能の披露
- ◆伊勢原「楽天会」による蝉凧揚げ会(4日のみ)
- ◆今年の凧文字「興龍」を書き込んだミニ凧の販売
- ◆マドロスどーもくんの握手会・撮影会(5日のみ)
- ◆須賀川市のおいしい野菜・物産の販売
- ◆各種模擬店

ざまみずPR大使「囲碁将棋」 就任記念イベント

- とき 5月5日(土)
1回目午前11時～11時30分
2回目午後2時～2時30分
- ところ 会場内特設ステージ
- 内容 吉本興業所属芸人「囲碁将棋」による「ざまみず」のPRイベント
- 入場 無料



今年の凧文字「興龍」



【凧文字の由来】

「今年の干支にちなみ、天高く昇る龍のごとく、東日本大震災から復興してほしい」という願いが込められています。

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

- 新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (広報広聴人権課)
- 届かない場合 (株)かなしんサービス ☎0120(111)429 (無料)

平成二十四年度は 固定資産の評価替え(見直し)です

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)の所有者に、その固定資産の価格(評価額)をもとに算定した税額を市に納めていただく税金です。

平成二十四年度は、土地と家屋について、三年ごとに評価を見直しする評価替えの年度です。ここでは、土地・家屋の評価替えと、土地に対する税負担の調整措置についてお知らせします。

土地の評価替え

平成二十四年度の土地(宅地)の評価替えでは、平成二十一年度の評価替え以降、いわゆるリーマン・ショックなどの影響による地価の下落を評価額に反映させた見直しを行いました。平成二十三年一月一日を価格調査基準日として、地価公示価格などの七割をめぐりに評価額の基礎となる路線価などを見直し、評価の均衡化と適正化を図りました。

土地の固定資産税の 税負担の調整措置

平成六年度評価替えでは、宅地の評価額は地価公示価格などの七割をめぐりに均衡化・適正化が図られたことに伴い、急激な税負担の上昇を緩和するため、負担調整措置が適用されました。

平成九年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)を均衡化させることを重視した税負担の調

土地 046(252)8043
家屋 046(252)8047

整備措置が講じられるなど、これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準は均衡化してきました。平成二十四年度税制改正での負担調整措置は、地価の動向など社会経済情勢の変化、適用実態や有効性などの検証を踏まえ、見直しが行われた結果、住宅地等の据置特例を廃止することになりました(商業地等の宅地については従来の負担調整措置を継続します)。

ただし、納税者の負担感に配慮する観点から、経過的な措置として、平成二十四年度と平成二十五年度は、下の表のとおり、負担水準が九十%以上百分未滿の住宅用地等について、前年度の課税標準額を据え置く措置が講じられます。

家屋の評価替え

在来分家屋(既に評価されている家屋)の評価替えは、再建築価格方式によって行います。再建築価格方式とは、評価替えの対象となった家屋と同一のものを

その場所に新築するとした場合の建築費(再建築価格)を求め、家屋の経過年数に応じた減点補正などを行い評価額を求める方法です。平成二十四年度の評価替えのための再建築価格は、平成二十一基準年度の再建築価格に建築物価の変動割合(※)を乗じて算出します。計算の結果、評価額が平成二十三年度の評価額を上回る場合には、原則として平成二十三年度の評価額に据え置かれます。

※建築物価の変動割合は、建築物価が平成二十一基準年度よりも下落していたため、木造家屋で九十九%、非木造家屋で九十六%となっています。

固定資産税よくある質問

Q 年の途中に土地や家屋を売買して所有者が変わった場合、納税通知書は誰に送られるのですか。

A 税を納めていただく方は、1月1日(賦課期日)現在の所有者です。従って、1月2日以降に所有者が変わっても、納税通知書は1月1日の所有者に送付されます。

Q 評価額が下がった場合でも土地の税額が上がるのはなぜですか。

A 土地の税額を算出するための課税標準額は、原則として評価額と同額です。しかし、土地の評価額が地価公示価格のおおむね7割とすることとなった平成6年度の評価替え時に評価額が大きく上昇しました。そのため、税負担の急増を避けるのに、平成9年度以降、課税標準額を段階的に評価額に近づけていく措置がとられました。このことにより、評価額が下がった場合でも、課税標準額が評価額に達していない土地については、税額が上がる場合があります。

Q 最近建てた家屋の税額が急に上がったのはなぜですか。

A 一般の新築住宅については、新たに課税されることとなった年度から3年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅などは5年度分)に限り、固定資産税額が2分の1に相当する額に減額されます。家屋の税額が急に上がったのは、この減額期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

固定資産税の算出方法

1. 土地の固定資産税・都市計画税

土地の固定資産税の調整措置とは、税負担の公平化を図るため、負担水準の高い土地は引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地は税負担を上昇させる措置のことです。負担水準とは、個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

下記「負担水準の算出式」により負担水準を求め、これを「表B」に当てはめて課税標準額を算定し、下記「税額の算出式」とおり、税率を乗じて税額を算出します。固定資産税と都市計画税は、税率と特例率が異なりますが、課税標準額の算定は同じです。

〈税額の算出式〉

固定資産税の税額 = 課税標準額 × 税率 (1.4%)
都市計画税の税額 = 課税標準額 × 税率 (0.2%)

〈負担水準の算出式〉

●固定資産税の「負担水準」
= 前年度課税標準額 / (本年度評価額 × 特例率 [表A参考]) × 100 (%)
●都市計画税の「負担水準」
= 前年度課税標準額 / (本年度評価額 × 特例率 [表A参考]) × 100 (%)

■課税標準の特例

住宅用地、市街化区域農地については、税負担を特に軽減する必要から、課税標準額の特例措置が適用されます。

特例率 (表A)

区分	特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住宅1戸について200㎡以下の土地)	6分の1	3分の1
一般住宅用地 (住宅1戸について200㎡を超える部分) と市街化区域農地	3分の1	3分の2

宅地等の課税標準額 (表B)

負担水準		新年度課税標準額
住宅用地等 (市街化区域農地を含む) ※表Aの特例率を適用	商業地等の宅地など ※特例率の適用なし	
100%以上	70%超	本年度評価額 × 「特例率」
90%以上 100%未滿	60%以上 70%以下	本年度評価額の70%
90%未滿	60%未滿	前年度の課税標準額を据え置く
		前年度課税標準額 + (本年度評価額 × 「特例率」) × 5% ※上記の額が本年度評価額に「特例率」を乗じて得た額の90%を上回る場合は90%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額となります。
	60%未滿	前年度課税標準額 + 本年度評価額 × 5% ※上記の額が本年度評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、20%を下回る場合は20%相当額となります。

2. 家屋の固定資産税・都市計画税

家屋の場合は、評価額が課税標準額となります。税率は土地と同じで、固定資産税が1.4%、都市計画税が0.2%です。家屋の評価額は、次のとおり求めます。

評価額 = 再建築価格 × 経年減点補正率

木造住宅無料耐震相談会

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を実施します。

- とき 5月26日(土) 午前9時30分～午後4時
- ところ 青少年センター 3階大会議室
- 定員 14人(申込順・時間予約制一人45分間)
- 相談員 神奈川県建築士事務所協会座間支部会員
- 持ち物 受付後に市から送付された書類、確認申請などの図面(略図でも可)、建物状況が分かる写真など
- 申込方法 5月1日(火)～15日(火)に電話で担当へ
- ※市では建物の耐震診断について、電話や訪問などによる個別の勧誘は行っていません。
- ※市では、木造住宅の無料耐震相談を受け、耐震診断を希望する方には、耐震診断費や工事費用を一部補助しています。詳しくは本紙4月15日号をご覧ください。
- ※住宅耐震改修をした場合、「所得税額の特別控除」や「固定資産税額の減額措置」の制度があります。

担当 建築住宅課 ☎046(252)7396 ☎046(255)3550

障がい者は軽自動車税の減免が可能!

身体などに障がいをお持ちの方は軽自動車税を減免することができます。平成24年度分を減免する場合、5月24日(木)までに申請して下さい。期限を過ぎると減免の申請を受けることができませんので、ご注意ください。

- 持ち物 軽自動車税納税通知書、車検証または標識交付証明書、運転免許証、身体障害者手帳など、認印

担当 市民税課 ☎046(252)8004 ☎046(255)3550



みんなの健康

座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 (通話料無料)
※携帯電話・PHS・IP電話からは
☎03(3234)2026へ、聴覚障がい者は専用ファクス
☎03(3230)1199へ(通話・通信料発信者負担)。
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

ポリオ投与

対象	とき(指定日厳守)	
	1日~15日生まれ	16日~末日生まれ
8・9月生まれ	5月7日(月)	
3月生まれ	5月9日(水)	5月10日(木)
3・12月生まれ	5月14日(月)	

▽受付時間=午後1時15分~2時15分(時間厳守)▽
ところ=市民健康センター▽対象=3カ月~7歳6カ月未
満(なるべく1歳6カ月までに)

BCG接種

▽とき=5月11日(金)午後1時15分~2時15分受け
付け(時間厳守)▽ところ=市民健康センター▽対象
=平成24年2月生まれ(対象者には個人通知します)
と対象月に受けられなかった6カ月未満児

育児相談

とき	ところ	受付時間
5月11日(金)	市民健康センター	午前9時30分~10時30分
5月17日(木)	北地区文化センター	

▽内容=身体測定と食事・発育状態・育児の相談(11
日は歯科衛生士が歯みがきなどの相談に応じます)▽
持ち物=母子健康手帳▽参加方法=直接会場へ

4カ月児健康診査

▽とき=5月15日(火)午後1時~2時▽ところ=市
民健康センター▽対象=平成24年1月生まれ

8~10カ月児健康診査

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を
実施しています。対象者には個人通知をしますので、あ
らかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳をお
持ちになり受診してください。

胃がん・大腸がん 集団検診

- 検査内容 ▽胃がん=問診、胃部X線間接
撮影▽大腸がん=問診、便潜血反応検査
- 対象者 平成24年4月1日現在で40歳以上
の方
- 受付時間 市民健康センターでは、午前8
時45分~11時。市民健康センター以外では、
男性午前9時~9時45分、女性午前9時45
分~11時(申込状況により変更有り)
- 受診料 胃がん1,000円、大腸がん500円
※検診会場でお支払いください。
※大腸がん検診は対象年齢(平成24年4月
1日現在で40、45、50、55、60歳)の方に、
6月上旬に無料クーポン券を送付します。
検診日にお手元に届いていない場合でも対
象年齢であれば無料で受けられます。
- 申込方法 5月14日(月)~18日(金)に
電話で担当へ
※聴覚障がい者はファクスでも受付可。
※申込期間内でも、定員になり次第締め切
ります。

検診年月日	検診場所
6月18日(月) 23日(土)	市民健康センター
7月6日(金) 20日(金) 30日(月)	
6月7日(木)	
6月27日(水)	東地区文化センター
7月9日(月)	ひばりが丘南児童館
7月25日(水)	北地区文化センター

担当 健康づくり課
☎046(252)7225 ☎046(255)3550

1歳6カ月児健康診査

◆内科▽とき=随時▽ところ=指定医療機関▽対象=
平成22年10月生まれ◆歯科▽とき=5月9日、16日
いずれも水曜日午前9時30分~10時30分▽ところ=
市民健康センター▽対象=平成22年9月生まれ

3歳6カ月児健康診査

▽とき=5月8日(火)午後1時~2時▽ところ=市
民健康センター▽対象=平成20年11月生まれ▽持ち物
=母子健康手帳

2歳児歯科健康診査

▽とき=5月23日(水)午後1時~2時受け付け▽
ところ=市民健康センター▽内容=歯科健診、予防処置

と育児相談など(予防処置は希望者のみで有料)▽対
象=平成22年4月生まれ(事前通知はありませんので
ご注意ください)▽持ち物=母子健康手帳、歯ブラシ
▽参加方法=直接会場へ

個別健康相談

▽とき=随時▽ところ=市民健康センター▽内容=食
事療法や健康全般についての栄養士・保健師による相
談▽持ち物=健康手帳(お持ちでない方には当日発行)
▽申込方法=電話予約

お詫びと訂正

本紙4月15日号3面「健康相談」の公民館での
開催時間に誤りがありました。正しくは、午前9
時30分~10時30分です。お詫びして訂正します。

救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

◆休日(日曜日・祝日)昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分
歯科	☎046(252)8217	(市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時~11時30分、午後1時30分~4時30分
外科・婦人科・眼科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	でご確認ください。	午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時~9時45分
外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	でご確認ください。	午後6時~10時(診療時間)
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝日 : 午後6時~9時45分

◆深夜

診療科目	診療場所	診療時間
内科・外科	消防テレホンサービス☎046(251)0119	でご確認ください。
小児科 (外科系を除く)	小児救急情報センター☎046(255)9933	でご確認ください。
		午後10時~翌日午前8時 午後10時~翌日午前7時 (重病の場合は午前8時)

※聴覚障がい者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263
※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。
※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。
※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違のないようご注意ください。

看護師復職支援セミナー

市では、安定した地域医療の
維持を目指すため、医師会、病
院などの関係機関と協力し、潜
在看護師を対象とした復職支援
セミナーを開催します。退職後
のブランクから、職場への復帰
をためらっている看護職の方に、看護現場を
体験していただくことで、復職のイメージや
準備がしやすくなり安心して職場復帰を目指
せるセミナーとなっていますので、ぜひご参
加ください。



- とき 6月30日(土)午前9時30分~午
後3時
 - ところ 休日急患センター(市民健康セン
ター1階)
 - 内 容 病院紹介、採血、注射などの講習
と実習、AED取扱講習、体位変換・移乗・
移送、食事介助、質疑応答など
 - 対 象 ①保健師、助産師、正看護師、准
看護師の資格を持っていて、②受講申込時
に離職中で、就業先が決まっていない方
 - 定 員 20人(申込順)
 - 申込方法 5月1日(火)~6月1日(金)に
電話で担当へ
※希望者は別途、病院見学もできます。
- 担当 医療課
☎046(252)7295 ☎046(252)7043

平成24年度各種がん検診、 成人歯科健診、肝炎ウイルス 検診のお知らせはがき

5月上旬にがん検診、成人歯科健診、肝炎
ウイルス検診対象者へ、お知らせのハガキを
発送します。年齢や性別により受診できる検
診が異なりますので、はがきの対象区分を確
認して、それぞれの検診の申込方法に従って
受診してください。

担当 健康づくり課
☎046(252)7225 ☎046(255)3550

「バリアフリーハンドマップざま」 「座間市知的障がい福祉 ガイドブック」を配布中

市のバリアフリー情報などを載せた「バリ
アフリーハンドマップざま」と、18歳以上の
知的障がい者が利用できる市内福祉事業所な
どの福祉情報をまとめた「座間市知的障がい
福祉ガイドブック」を市役所1階障がい福祉
課窓口で配布しています。また、市ホームペ
ージからダウンロードすることもできます。

担当 障がい福祉課
☎046(252)7132 ☎046(252)7043

平成22年度の座間市の 財務書類4表(概要版)を公表

市では、市民の皆さんに、市の財務情報を分かりやすく提供するため、地方の資産・債務改革の一環として、総務省から示された「新地方公会計制度」に基づき、資産や負債の状況を含む企業会計の考え方を取り入れた平成22年度決算の財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を単体ベース(市の会計)と関係団体を含めた連結ベースで作成しましたのでお知らせします。なお、市ホームページでも財務書類の内容を公表していきますのでご覧ください。

担当 財政課 ☎046(2552)8404 ☎046(2555)3550

財務書類の対象会計の範囲

財務書類は、次のとおり単体ベース(市の会計)とそれに関係団体を含めた連結ベースで作成しました。

〈単体ベース〉
一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、公共下水道事業特別

会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、水道事業会計の7会計。

〈連結ベース〉

単体ベースに、座間市土地開発公社、(財)座間市開発公社、(財)座間市スポーツ・文化振興財団、高座清掃施設組合、広域大和斎

場組合、神奈川県後期高齢者医療広域連合の6団体を加えたもの。

連結ベース
(単体+6団体)

単体ベース

●行政コスト計算書●

「行政コスト計算書」とは、1年間の行政活動のうち、人件費や補助金の給付など資産形成に結びつかない行政活動に要したコストと、その行政活動の直接の対価として得られた財源の収益を対比させたものです。総行政コストと経常収益との差額の純行政コストは、市税や国・県の補助金などの財源で補っています(下表参照)。

	単体	連結
総行政コスト(A)	485億円	563億円
(内訳)		
人にかかるコスト…職員給料、議員報酬、退職手当など	79億円	83億円
物にかかるコスト…消耗品費、維持補修費、減価償却費など	44億円	50億円
移転支的コスト…補助金、生活保護費など	302億円	365億円
その他のコスト…地方債の利子など	60億円	65億円
経常収益(B) 使用料、手数料、受取利息などの収入です。	40億円	41億円
純行政コスト(A)-(B) 総行政コストから経常収益を差し引いた行政コストです。	445億円	521億円

※表中の金額は、四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

●純資産変動計算書●

「純資産変動計算書」とは、貸借対照表の資産と負債の差額である純資産が1年間にどのような財源や要因で増減しているかを表しています。これにより、住民の持分である純資産がいくら増減したかがわかります(下表参照)。

	単体	連結
前期末残高	2,320億円	2,344億円
当期変動額	△10億円	△12億円
(内訳)		
純行政コスト	△445億円	△521億円
財源の調達…市税、国・県からの補助金など	516億円	593億円
その他…資産形成に充てられた財源など	△81億円	△84億円
当期末純資産残高	2,310億円	2,331億円

※表中の金額は、四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

●資金収支計算書●

「資金収支計算書」とは、1年間の行政活動に伴う現金などの資金の流れを性質の異なる3つの区分に分けて表しています(下表参照)。

	単体	連結
期首資金残高	32億円	39億円
当期資金収支額	2億円	0億円
(内訳)		
経常的収支 人件費、税収入などの経常的な資金収支	49億円	47億円
資本的収支 資本形成活動に伴う資金収支	△18億円	△18億円
財務的収支 地方債などの管理に関する資金収支	△28億円	△29億円
期末資金残高	35億円	40億円

※表中の金額は、四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

●貸借対照表●

「貸借対照表」とは、年度末(平成23年3月31日)において、どのような資産を保有しているか、その資産がどのような財源で賄われているかを表しています(下表参照)。

	単体	連結
資産		
現在保有する土地や建物の財産や現金などです。	2,921億円	2,952億円
(内訳)		
金融資産…現金、預金、未収金、有価証券など	88億円	94億円
非金融資産…庁舎、学校、道路、公園など	2,833億円	2,859億円
負債		
地方債や退職給付引当金など、将来の世代が負担する債務です。	612億円	621億円
純資産		
資産と負債の差額で、これまでの世代が負担してきた部分になります。	2,310億円	2,331億円

※表中の金額は、四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

●市民1人当たりの貸借対照表(連結ベース)●

市民1人当たりで231万円の資産があり、その資産を形成するための負債が49万円で、182万円がこれまで負担してきた部分です(右表参照)。

資産	231万円
負債	49万円
純資産	182万円

※表中の金額は、四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

※生涯学習フェスティバル実行委員を募集※

平成25年3月上旬にハーモニーホール座間(市民文化会館)を中心に開催する「生涯学習フェスティバル」の企画から運営・実施を行いたい方を募集します。

- 活動期間 6月下旬から月1~2回の実行委員会
- 対象 どなたでも
- 募集人数 10人程度
- 応募方法 5月11日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311

▶ざまっと操作説明会◀

あなたの団体のホームページを「ざまっと」上に作ってみませんか。基本操作をはじめ、写真の載せ方など具体的な事例を使って説明します。

- とき 5月26日(土)午前10時~午後0時15分
- ところ 市民活動サポートセンター
- 情報サイト「ざまっと」URL <http://zamat.genki365.net>
- 定員 10人(申込順)
- 参加費 無料
- 申込方法 5月23日(水)までに電話かファクスで同センターへ

問い合わせ先 市民活動サポートセンター

☎046(255)0201 ☎046(255)3243

担当 市民協働課 ☎046(252)8035 ☎046(255)3550

市民の皆さんの地域への「想い」を形に! ~講座企画運営団体を募集

市では、市民団体の協力を得て、地域課題の解決に導くような市民講座を開催していますが、今年度も企画・運営する市民の皆さんを募集します。

- 共通の申込方法 市役所5階生涯学習課に備え付けまたは、市ホームページからダウンロードした事業企画書、収支予算書に必要事項を記入し、5月31日(木)までに直接担当へ

①市民自主企画講座の企画運営団体を募集

- 企画運営団体の条件 (1)市内で継続的に活動している5人以上の会員を擁すること (2)政治、宗教および営利を目的としないこと
- 内容 地域の課題に取り組む市民向けの講座の企画・運営
- 委託金額 上限5万円

②家庭教育講座の企画運営団体を募集

- 企画運営団体の条件 (1)子育てについて継続的に学習活動している団体 (2)子育て中の親向けの講座を企画、開催し会員と一般市民がともに学べること (3)政治、宗教および営利を目的としないこと
- 講座の課題 「地域で行う子育て」「食育について」など子育て中の親が抱えている課題
- 委託金額 上限3万円

担当 生涯学習課 ☎046(252)8472 ☎046(252)4311

「子ども手当」からの主な変更点

○所得制限の適用（6月分から）

平成24年6月から平成25年5月分までの手当は、申請（受給）者の平成24年度（平成23年分）の所得額で手当額を計算します。

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※所得制限限度額以上の方は児童一人につき一律5,000円（月額）が支給となります。

○児童養護施設など施設の追加（6月分から）

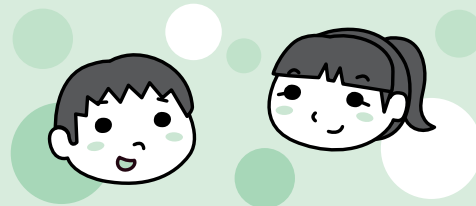
児童福祉法に基づく指定医療機関に入院している児童（児童福祉法第27条第2項の規定に基づき都道府県が委託している場合に限る）にかかる手当については、指定医療機関の設置者に支給します。

○未成年後見人の取り扱い

- ①未成年後見人が法人の場合にも支給します。
- ②複数選任されている場合は、生計を維持する程度の高い方に支給します。

- ◆制度の概要
 - 支給対象者 市内に住民登録または外国人登録があり、次の「支給対象児童」を養育している方
 - 支給対象児童
 - ・中学校修了前まで（十五歳到達後最初の三月三十一日まで）で国内に住民登録か外国人登録がある児童（留学中の場合は受給できる場合があります）
 - 支給額（月額）
 - ・三歳未満 一万五千元
 - ・三歳～小学校修了前 一万円（第三子以降一万五千元）
 - ・中学生 一万円

支給月	支給対象月
平成24年6月	2・3月分（子ども手当分） 4・5月分
平成24年10月	6月～9月分
平成25年2月	10月～翌年1月分



三月三十一日までの子ども手当に代わり、四月一日から新たに児童手当が始まりました。四月分からの手当の受給にあたっては、三月末まで子ども手当を受給していた方は申請の必要がありません。児童手当の受給についてなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。担当 子育て支援課 ☎046(252)7201 ☎046(252)7043

新たな「児童手当」制度が開始

子ども手当特別措置法にかかる申請期限の延長について（平成23年10月から）

平成23年10月～平成24年3月を対象とする子ども手当を受給するには、平成23年9月まで同手当を受給していた方を含め、申請が必要です。

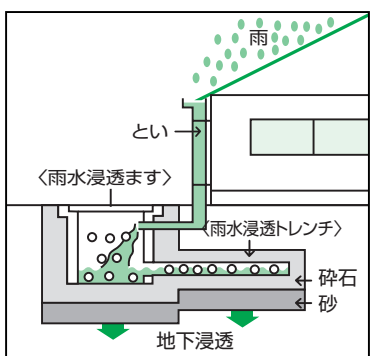
当初の申請期限は3月31日まででしたが、**9月30日までに延長となりましたので、申請を済ませていない方は早めに手続きをしてください。**

- ◆手当を受給する方へお願い
 - 1 三月末時点で子ども手当を受給していた方へ
 - 児童手当が始まったことにより、新たに申請する必要はありません。申請があつたものとみなし、四月分以降の手当を受給することができます。ただし、六月には現況届の提出が必要となります。
 - なお、手当を受給している方で、出生などにより新たに養育する児童が増えた場合などは、申請が必要となります。
 - 2 出生や転入などにより手当の支給要件に該当した方へ
 - 児童手当の対象となる方は、窓口で申請が必要となります。原則、申請した月の翌月の手当から受給となります。すので早めに手続きをしてください。なお、公務員の方は直接勤務先に申請してください。
 - 3 現況届について
 - 児童手当を受給している方は、六月に現況届の提出が必要となります。この届は、六月一日における状況を記載し、手当が引き続き受給できるかどうかを確認するためのものです。対象の方には、六月中旬に案内（現況届を含む）を送付する予定です。

湧水と地下水量の保全のために 雨水浸透へのご協力を ～雨水浸透施設などの設置助成

市の水道水は、約85パーセントが地下水で賄われています。しかし、このまま都市化が進み、地面がコンクリートで覆われていくと、雨水が地下に浸透しないため、地下水が減少する恐れがあります。

地下に雨水を浸透させるための施設を新たに設置する場合には、下表のとおり費用の一部を助成する制度があります。雨水浸透施設の設置にご協力をお願いします。



◆雨水浸透施設等の設置助成金額

雨水浸透ます	1基当たり12,500円 (重点的涵養推進区域は1基17,000円)
雨水浸透トレンチ	1メートル当たり6,500円
浸透性アスファルト舗装	1平方メートル当たり500円 (100平方メートル以上の駐車場)
雨水貯留槽	本体価格などの半額（上限25,000円）

※雨水浸透施設に接続されていない雨どいに雨水貯留槽を設置する場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。なお、助成額や対象には一定の条件がありますので、事前に担当にご相談ください。

※予算の範囲内で実施しますので、年度の途中で終了する場合があります。

担当 環境政策課 ☎046(252)8214 ☎046(257)7743

水道の使用開始・中止の手続きを忘れずに！

市民の皆さんが、引っ越しで水道の使用を開始または中止するときや、長期間水道をご使用にならないときは手続きが必要です。

手続きは、下記お客様センターの窓口・電話・ファクス・郵送または、電子申請（<http://www.asp-e-kanagawa.lg.jp/portal/>）のいずれかの方法で行えます。その際に、水栓番号（玄関外側の上部に張ってある緑色の長方形シールの番号）をお調べいただくとスムーズに手続きができます。

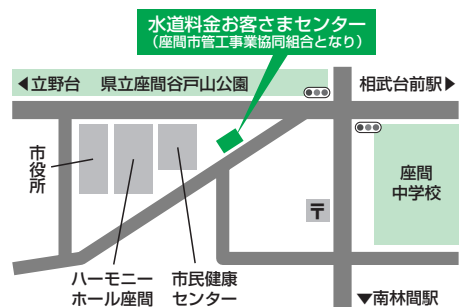
なお、水道の使用を中止するときは、5日前までにご連絡ください。使用中の連絡がない場合、使用していても料金がかかりますのでご注意ください。※使用者や納入者の名義が変わる場合や福祉減免を受けている方の資格が無くなった場合も手続きが必要です。詳しくは、下記お客様センターへお問い合わせください。

【手続き・申請先】

座間市水道料金徴収等業務受託者
(株) 東計電算

「水道料金お客様センター」

☎046(266)5520 ☎046(266)5524
〒252-0021 座間市緑ヶ丘一丁目1番26号
営業時間 午前8時30分～午後8時
定休日 12月30日～1月3日（年末年始）



水道料金は口座振替で！

水道料金は、2カ月に一度、水道メーターを検針し、公共下水道に接続している場合は、下水道使用料を合わせて請求させていただいています。支払い方法は、便利で安全な口座振替をお勧めします。ご希望の方は、水栓番号を確認し、預金通帳と届出印を持参し、「口座振替依頼書」に必要事項記入のうえ、同書記載の取扱金融機関へ直接お申し込みください。

口座振替日は、検針月の翌月7日です（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）。口座振替でない方は、検針月の月末に送付する「水道料金・下水道使用料納入通知書」を添えて水道料金お客様センター、市役所1階金融機関出張所、各出張所、納入通知書裏面記載の取扱金融機関およびコンビニエンスストアで納期限までにお支払いください。

※口座振替依頼書がお手元に無い場合は、「水道料金お客様センター」までお問い合わせください。

担当 水道経営課 ☎046(252)7480 ☎046(257)4155

5月4日・5日の大風まつり会場案内図



大風会場へのシャトルバス

小田急線相武台前駅前ロータリー～会場間を発着するシャトルバスを運行します。
 ○運行予定 午前9時から、約20分間隔で運行
 [最終バス] 相武台前駅→会場 午後3時30分発
 会場→相武台前駅 午後4時発
 ○乗車の際には、大風まつり協力金(一口100円)にご協力ください。
※昨年までと発着駅が異なっていますので、ご注意ください。

あくしゅフォーラム「知っておきたい！ 今日から出来る近助の防災」

- と き 6月2日(土) 午後2時～3時30分(午後1時30分開場)
- ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館) 小ホール
- 内 容 防災システム研究所所長の山村武彦さんによる男女共同参画の観点も交えた防災についての講演会(手話通訳・要約筆記あり)
- 定 員 300人(申込順)
- 参加費 無料
- 保 育 5月18日(金)までに要予約(原則2歳以上。一人につき100円)
- 申込方法 6月1日(金)までに電話、ファクスまたは直接担当へ



市民とともに つくるまち

市民防災減災講座 「地震から身を守るために」

市では、「ざま災害ボランティアネットワーク」との相互提案型協働事業として、日ごろからの地震などに対する備えや予防に対する知識を向上させ、自助・共助の大切さを学ぶ講座を開催します。年間を通して講座を開催しますが、1回目は、市民向けの講座を開催します。
 ○と き 5月19日(土) 午後1時30分～4時30分(受付開始午後1時)
 ○ところ 市民健康センター多目的ホール
 ○定 員 40人(申込順)
 ○費 用 無料
 ○申込方法 5月18日(金)までに、電話、ファクスまたは直接担当へ
 次回以降の日程(詳しくは広報などでお知らせします)
 ・6月23日(土)、11月23日(金) 体験型講座(両日とも同内容)
 ・7月19日(木) 自治会役員向け講座
 ※第2回自治会役員向け訓練は11月ごろ実施予定です。
 ・9月29日(土) 市民向け講座
 ・10月27日(土)、28日(日) 避難所運営訓練

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

ざまみずPR大使に「囲碁将棋」を任命！

市では、4月5日に市内外に座間の豊かな地下水「ざまみず」を広く紹介してもらう「ざまみずPR大使」に吉本興業所属芸人「囲碁将棋」(根建太一さん・文田大介さん)を任命しました。お二人には、今後、ざまみずのPR活動をしていただきます。



※1面に大風まつりで就任記念イベントの紹介があります。
 担当 水道経営課 ☎046(252)7480 ☎046(257)4155

市民とともに つくるまち

回想法基礎講座

市では、市民団体「回想法プランニング座間」との相互提案型協働事業として、回想法基礎講座を開催します。懐かしい思い出を楽しく語り合うことで脳を活性化し、認知症予防に効果があると言われている「回想法」を学んでみませんか。
 ○と き 5月20日(日)・23日(水) 午後1時30分～3時30分(両日とも同内容)
 ○ところ サニープレイス座間(総合福祉センター) 講習室
 ○対 象 高齢者を支援している方やこれから始めたい方、介護をしている方、いつまでも元気でいたいと思っている方
 ○定 員 各回30人(申込順) ○参加費 無料
 ○申込方法 5月17日(木)までに希望日を選び、氏名・住所・連絡先を電話または直接担当へ

担当 介護保険課 ☎046(252)7084 ☎046(252)8238

子どもたちの健全育成の推進に向けて ～神奈川県警と「学校と警察との相互連携に係る協定」を締結

市教育委員会は、市内の小・中学校と警察が連携して子どもたちの指導や対応ができるように、神奈川県警察本部と「学校と警察との相互連携に係る協定」の調印を4月12日に行いました。この協定に基づき、子どもの「非行防止」・「犯罪被害防止」・「健全育成」のために学校と警察が情報を共有し、問題の早期解決を目指します。



担当 教育指導課 ☎046(252)8732 ☎046(252)4311

こんにちは赤ちゃん



田原 さ夏ちゃん
 H23.7.17生まれ 女
 さがみ野1丁目



武儀山 隼央ちゃん
 H23.3.19生まれ 男
 広野台1丁目

赤ちゃんの写真をお待ちしています！
 ○対象 平成24年5月1日現在で、1歳未満の市内在住の赤ちゃん
 ○掲載月 6月、7月、8月
 ○応募方法 カラー写真の裏面に保護者の住所・氏名・電話番号、赤ちゃんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別を明記し、〒252-8566 座間市役所広報広聴人権課宛て郵送または持参
 ○申込期限 5月18日(金)<当日消印有効>
 ※応募者多数の場合は抽選とし、掲載が決定した方に連絡します。なお、応募写真は返却しません。